

米軍CH-53E大型輸送ヘリコプターからの構造物落下事故に抗議する意見書

去る令和2年2月25日午後1時10分ごろ、米軍普天間基地所属CH-53E大型輸送ヘリコプターが読谷村のトリイ通信施設の沖合1.3キロ海上に鉄製の構造物を輸送中に落下させる事故が発生した。トリイ通信施設から射撃訓練場へ移動中に、機体のバランスが不安定になったことでつり下げている構造物を海上に落下されたと米海兵隊は説明している。落下された海域には、定置網漁などの漁場や船舶の航路もあり、米海兵隊は落下前に周辺海域の安全を確保して落下されたとしているが、その身勝手な行動に対し、地域住民並びに県民は大きな不満を抱いている。

CH-53E大型輸送ヘリコプターは、老朽化した機体であり、これまでも窓枠落下や不時着炎上などの事故が数多く発生しており、本市のキャンプ・シュワープへ訓練のため多頻度で飛来し、本市東海岸13区及び三共地域（喜瀬区、幸喜区、許田区）においても騒音・振動の被害をもたらしている。

米軍所属の航空機等の事件・事故については、近年、多発しているにも関わらず、事故原因が判明しない中で訓練再開がなされる傾向が高くなっている。これまでも本市議会は、再三、米軍や関係機関へ事故原因の究明や再発防止策等の実施を徹底するよう強く要請し続けてきたが、このような事故等が頻繁に発生していることに憤りを覚えるとともに、米軍の航空機整備や安全管理体制の構造的な欠陥を指摘せざるを得ない。

よって、本市議会は、市民と県民の生命と財産を守る立場から、今回の事故に対し、強く抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

- 1 事故原因を究明し、その結果を速やかに県民へ明らかにすること。
- 2 ヘリコプターによる重量物のつり下げ輸送や訓練を行わないこと。
- 3 航空機の航行の安全等を定めた航空法を適用できるよう「日米地位協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律」を廃止し、日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月27日

沖縄県名護市議会

宛先：内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、
衆議院議長、参議院議長、沖縄防衛局長、外務省特命全権大使（沖縄担当）